

**戦略的広域観光振興事業  
公募型プロポーザル質問票に対する回答書**

令和5年6月29日(木)  
飯塚市経済部商工観光課

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	【仕様書】 5 委託業務の内容 (3) 広報ツールの作成及び広報の実施	仕様書の5 委託業務の内容の(3) 広報ツールの作成・活用の(ア)に既存商品PR用の広報ツールとあるが、既存商品とは何を指しますか。	今年度は令和2年に作成したパンフレットの増刷を予定していますので、「既存商品PR用の広報ツール」は、そのパンフレットを指します。 そのため、既存商品とはそのパンフレットに記載されている観光ルートや各施設、商品等を指します。 なお、そのパンフレットのデータは2市1町より提供いたします。
2	【仕様書】 5 委託業務の内容 (3) 広報ツールの作成及び広報の実施	仕様書の5 委託業務の内容の(3) 広報ツールの作成・活用の(ア)の既存商品PR用の広報ツールが各自治体様で所有している広報ツールである場合、その分量を教えてください。	実際の部数の決定につきましては、2市1町との協議が必要になります。 参考として、必要最低部数を掲載いたします。 パンフレット:2,400部 外国語パンフレット:300部(英語版、韓国語版、中国語版パンフレット各100部ずつ)

※項目名「参考資料」に令和2年に作成したパンフレット(日本語版)を追加掲載しております。  
ご参考の程、よろしくお願いいたします。